

公文書公開と
個人情報開示実施状況

市では、より開かれた市政の実現を目指して、市が保有する公文書と個人情報を市民の皆さんからの請求に応じて公開・開示しています。

28年度の実施状況をお知らせします。

◆公文書の公開状況

▼水道料金改定推計資料：1件

◆個人情報の開示状況

▼介護認定に係る個人情報について：452件

【問合せ】総務課総務秘書係 ☎ 3185



住宅基本台帳の一部の
閲覧状況

住民基本台帳法に基づき28年4月1日から29年3月31日までの期間、次のとおり閲覧を許可しましたのでお知らせします。

①【閲覧者】自衛隊札幌地方協力本部本部長 篠村和也

【閲覧理由】自衛隊法第29条第1項および第35条に係る防衛大学の学生もしくは防衛医科大学の学生に関する募集事務を行うため

【閲覧月日】4月14日

【閲覧範囲】平成6年4月2日から7年4月1日および平成10年4月2日から11年4月1日までの間に生まれた男性(日本人住民に限る)の氏名、住所、生年月日

②【閲覧者】自衛隊札幌地方協力本部本部長 篠村和也

【閲覧理由】自衛隊法第97条第1項および自衛隊法施行令第120条に係る自衛官および自衛官候補生に関する募集事務を行うため

【閲覧月日】4月14日

【閲覧範囲】平成6年4月2日から7年4月1日および平成10年4月2日から11年4月1日まで

の間に生まれた男性(日本人住民に限る)の氏名、住所、生年月日

③【閲覧者】自衛隊札幌地方協力本部本部長 篠村和也

【閲覧理由】自衛隊法第29条第1項および第35条に係る陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務を行うため

【閲覧月日】4月14日

【閲覧範囲】平成13年4月2日から14年4月1日までの間に生まれた男性(日本人住民に限る)の氏名、住所、生年月日

④【閲覧者】㈱インサイト代表取締役 浅井一(北海道保健福祉部委託業者)

【閲覧理由】結婚や子育てに関するアンケート調査を行うため

【閲覧月日】7月27日

【閲覧範囲】市内全域で無作為に抽出した20代の男女各25人、および30代の男女各25人

【問合せ】市民生活課市民年金係 ☎ 23187



市民で結婚される方も
賃貸住宅の家賃を助成

市が行っている若者移住定住促進家賃助成事業は、市外からの転入者のほか、結婚して賃貸住宅に住む市民の方も、家賃助成の対象としています。

主な要件は、税などの滞納がなく、夫婦どちらかが40歳未満の世帯が対象です。ほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】建設課住宅係 ☎ 23998



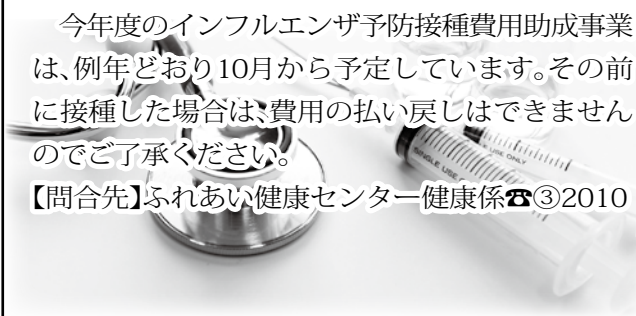
インフルエンザ予防接種
費用助成対象の拡充

高校3年生の年齢まで対象

市では独自の子育て支援施策として、子どものインフルエンザ予防接種費用を無料で実施していますが、これまで中学3年生までだった対象を、今年度から高校3年生の年齢の方まで対象を拡充しました。

今年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、例年どおり10月から予定しています。その前に接種した場合は、費用の払い戻しはできませんのでご了承ください。

【問合せ】ふれあい健康センター健康係 ☎ 32010



☎②3189

【問合先】市民生活課環境衛生係

【飼い犬】▼犬を飼う場合は歩行者に接触しないようにし、リード（引き綱）の長さを2m以内にしてください。守られない場合は罰金または料料に処されます。散歩のときも必ずリードを付け、ほかの歩行者に危害を加えないようにしましょう。▼散歩中のフンは袋を用意するなどして、きちんと片付けてください。また、飼っている場所も清潔にしましょう。▼生後3カ月以上の犬は市役所で登録を行い、必ず狂犬病予防注射を行ってください。（狂犬病予防法第4条）

【飼い猫】▼外で飼っている猫は、あなたの知らないところでフンなどをし、他の方へ迷惑を掛けている場合があります。猫は家の中で飼うようにしましょう。▼野良猫に餌を与えると、猫が住み着き個体数が増え、フンなどにより人に迷惑を掛けます。野良猫に餌を与えている方も飼い主と見なされ、その責任を問われる場合がありますので、野良猫には絶対に餌を与えないでください。

飼い犬や飼いネコの飼育マナーを守りましょう

山林に立ち入る場合に気を付けなければならぬのはヒグマとの遭遇です。近くにいるかどうか判断する一つの方法にフンの発見があります。発見した場合の一般的な見分け方をお知らせします。

【ヒグマ】フンの大きさは5cm以上あります。

【タヌキ】フンの大きさは、2〜3cm程度のものが多いですが、1カ所に何頭かでフンをする習性があることから、見た目の大きさは5cm以上になる場合もあります。

【キツネとアライグマ】イヌのフンに似ているのが特徴です。大きさは2〜3cm程度のものが多

ヒグマやタヌキなどのフンの見分け方



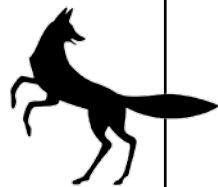
いですが。 ※見分ける方法として5cm以上あるフンは「ヒグマ」か「タヌキ」であり、形状が2〜3cmのフンが集まったものであれば、タヌキと考えられます。 山林でフンを発見したとき、ヒグマかタヌキか分からない場合は、その場から離れてください。

フンの見本

			
ヒグマ	タヌキ	キツネ	アライグマ

キツネにご注意ください

キツネは鳥獣保護法で、野生動物として保護の対象となっているため、原則駆除はできません。人から餌をもらったり、生ごみの味を覚えたキツネは何度も市街地に訪れるようになり不快な思いやエキノコックス症を引き起こす原因となります。キツネが寄り付かないよう次のことにご協力ください。



- ▶ 残飯や生ごみ、犬や猫の餌を放置しない。
- ▶ 大きな音を立てて追い払う。
- ▶ 木酢液などのキツネが嫌がるものをまく。
- ▶ 物置などは進入されないようにしっかりと戸締りを行う。

【エキノコックス症】

キツネはエキノコックス症の原因となる寄生虫を保有していることがあります。 普段のちょっとした心掛けで防ぐことができます。 ▶野山の果物や山菜などを口にするときは、よく洗うか十分加熱してから食べる。

- ▶ 沢水や川などの生水は飲まない。
- ▶ かわいいといってキツネに餌付けしたり、呼び寄せたり、手で触れることは絶対にやめる。

市では、エキノコックス症検診を行っています。詳しくは、ふれあい健康センター健康係(☎③2010)までご連絡ください。

【問合先】鳥獣保護法に基づく捕獲など…農林課農林係☎②3996／野生動物の餌やりなどの苦情など…市民生活課環境衛生係☎②3189